

農林水産省令第十五号

農薬の販売の禁止を定める省令

農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。

- 一 ガンマ 一・二・三・四・五・六 ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）
- 二 一・一・一 トリクロロ 二・二 ビス（四 クロロフェニル）エタン（別名DDT）
- 三 一・二・三・四・十・十 ヘキサクロロ 六・七 エポキシ 一・四・四a・五・六・七・八・八a  
オクタヒドロ エンド 一・四 エンド 五・八 ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
- 四 一・二・三・四・十・十 ヘキサクロロ 六・七 エポキシ 一・四・四a・五・六・七・八・八a  
オクタヒドロ エキソ 一・四 エンド 五・八 ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）
- 五 一・二・三・一・二・三・四・十・十 ヘキサクロロ 一・四・四a・五・八・八a ヘキサヒドロ  
エキソ 一・四 エンド 五・八 ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
- 六 一・二・四・五・六・七・八・八 オクタクロロ 二・三・三a・四・七・七a ヘキサヒドロ 四

・七 メタノ 一H インデン（別名クロルデン）

七 一・四・五・六・七・八・八 ヘプタクロロ 三a・四・七・七a テトラヒドロ 四・七 メタノ

一H インデン（別名ヘプタクロル）

八 ヘキサクロロベンゼン

九 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇<sup>二・六</sup>・〇<sup>三・九</sup>・〇<sup>四・八</sup>」デカン（別名マイレックス）

十 ポリクロロ 二・二 ジメチル 三 メチリデンビスシクロ「二・二・一」ヘプタン（別名トキサフェ

ン）

十一 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）

十二 〇・〇 ジメチル 〇（四 ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン）

十三 〇・〇 ジエチル 〇（四 ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン）

十四 水銀及びその化合物

十五 二・四・五 トリクロロフェノキシ酢酸（別名2,4,5-T）

十六 砒酸鉛

十七 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）

十八 N（一・一・二・二） テトラクロロエチルチオ 四 シクロヘキセン 一・二 ジカルボキシミ

ド（別名ダイホルタン又はカプタホール）

十九 ペンタクロロフェノール（別名PCP）

二十 二・四・六 トリクロロフェニル 四 ニトロフェニルエーテル（別名CNP又はクロロニトロフ

エン）

二十一 ペンタクロロニトロベンゼン（別名PCNB又はキントゼン）

二十二 二・二・二 トリクロロ 一・一 ビス（四 クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又は

ジコホール）

二十三 ペンタクロロベンゼン

二十四 アルファ 一・二・三・四・五・六 ヘキサクロロシクロヘキサ

二十五 ベータ 一・二・三・四・五・六 ヘキサクロロシクロヘキサ

二十六 デカクロロペンタシクロ<sup>二・六</sup>五・三・〇・〇<sup>三・九</sup>・〇<sup>四・八</sup> デカン 五 オン（別名クロルデ

コソ)